



県 章

三重県公報

令和5年3月24日（金）

第 398 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	規 則		
17	公立大学法人三重県立看護大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則	(医 療 政 策 課)	2
18	地方独立行政法人三重県立総合医療センターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則	(同)	2
	公 安 委 規 則		
2	三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	(公 安 委 員 会)	3
	告 示		
173	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(健 康 推 進 課)	4
174	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	5
175	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	6
176	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	7
177	水防法の規定による高潮浸水想定区域の指定	(港 湾 ・ 海 岸 課)	7
178	臨港地区の指定及びその関係図書の縦覧	(同)	7
179	知事が水防警報を発する海岸の区域の指定	(施設災害対策課)	8
180	放置違反金の収納事務委託に係る告示	(警 察 本 部)	8
	公 告		
	農用地利用配分計画の認可	(担 い 手 支 援 課)	8
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都 市 政 策 課)	9
	都市計画事業の事業計画の変更認可を受けた旨	(下 水 道 事 業 課)	9
	同伴	(同)	9
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	10
	特 定 調 達 公 告		
	落札者を決定した旨	(広 聴 広 報 課)	10

規 則

公立大学法人三重県立看護大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年三月二十四日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

三重県規則第十七号

公立大学法人三重県立看護大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

公立大学法人三重県立看護大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成二十一年三重県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（財務諸表） 第七条 法第三十四条第一項に規定する規則で定める書類は、会計基準に定める純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。	（財務諸表） 第七条 法第三十四条第一項に規定する規則で定める書類は、会計基準に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

地方独立行政法人三重県立総合医療センターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年三月二十四日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

三重県規則第十八号

地方独立行政法人三重県立総合医療センターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

地方独立行政法人三重県立総合医療センターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成二十四年三重県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（財務諸表） 第八条 法第三十四条第一項の規則で定める書類は、会計基準に定める行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。 （事業報告書の作成） 第九条 法第三十四条第二項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。 一 法人の目的及び業務内容 二 法人の位置付け及び役割 三 中期目標の概要	（財務諸表） 第八条 法第三十四条第一項の規則で定める書類は、会計基準に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。 （事業報告書の作成） 第九条 法第三十四条第二項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。 一 法人に関する基礎的な情報 イ 目的、業務内容、設立年月日、組織図その他の法人の概要 ロ 所在地 ハ 資本金の額 ニ 役員の名、役職及び任期 ホ 常勤職員の数及び前事業年度末からの増減数並びに法人への出向者数 二 財務諸表の要約 三 財務情報

四	理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略	イ	財務諸表に記載された事項の概要
五	中期計画及び年度計画の概要	ロ	重要な施設等の整備等の状況
六	持続的に適正なサービスを提供するための源泉	ハ	予算及び決算の概要
七	業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策	ニ	経常収支等に関する目標及びその達成状況
八	業績の適正な評価に資する情報	四	事業に関する説明
九	業務の成果及び当該業務に要した資源	イ	財源の内訳
十	予算及び決算の概要	ロ	財務情報及び業務の実績に基づく説明
十一	財務諸表の要約	五	その他事業に関する事項
十二	財政状態及び運営状況の理事長による説明		
十三	内部統制の運用状況		
十四	法人に関する基礎的な情報		

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

公安委規則

三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。
令和五年三月二十四日
三重県公安委員会委員長 長 江 正

三重県公安委員会規則第二号

三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
三重県道路交通法施行細則（昭和四十二年三重県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第三（第十三条の二関係）			別表第三（第十三条の二関係）		
区分	路線名	区間	区分	路線名	区間
一 、 七 九	(略)	(略)	一 、 七 九	(略)	(略)
八〇	県道伊賀甲南線	三重県伊賀市下柘植字馬場五〇一 三番三から三重県伊賀市新堂字平ノ 谷一七〇〇番三まで	八〇	県道伊賀甲南線	三重県伊賀市新堂字一本木五九番 五から三重県伊賀市新堂字平ノ谷一 七〇〇番三まで
八一 、 一〇四	(略)	(略)	八一 、 一〇四	(略)	(略)
一〇五	県道千草赤水線	三重県三重郡孤野町大字大強原字 柳ヶ坪三一九番三地先から三重県 三重郡孤野町大字吉澤字八反田一六 八七番まで	一〇五	県道千草赤水線	三重県三重郡孤野町大字吉澤字八 反田一七〇二番から三重県三重郡孤 野町大字吉澤字八反田一六八七番ま で
一〇六	(略)	(略)	一〇六	(略)	(略)

一一一 、 一一二	県道伊勢若松停車場神戸地子線	三重県鈴鹿市柳町字瀬古一六八四番地先から三重県鈴鹿市神戸三丁目一四九番七地先まで
一一三 、 一二七	(略)	(略)
一二八	市道小野白木線	三重県亀山市小野町字北谷六七三番三地内から三重県亀山市白木町字西大谷一八〇八番三地先まで
一二九	(略)	(略)
一二〇 、 一二一	市道工業団地一四号線	三重県亀山市関町白木一色字山田六四六番二〇地内まで
一二二 、 一二三	(略)	(略)
一二四 、 一二五	市道野村二二号線	三重県亀山市野村四丁目一〇〇二番四地内から三重県亀山市野村四丁目一〇四五番三地内まで
一二六 、 一二七	市道河賀白川線	三重県亀山市野村町字清谷一六五八番一地先から三重県亀山市住山町字うらう谷四三〇番一八地先まで
一二八 、 一二九	(略)	(略)
一三〇 、 一三一	(略)	(略)
一三二 、 一三三	市道道野大岡寺側道三号線	三重県亀山市布気町字高塚八〇〇番九地先から三重県亀山市布気町字高塚八〇二番三地内まで
一三四 、 一三五	(略)	(略)

一一一 、 一一二	伊勢若松停車場神戸地子線	三重県鈴鹿市矢橋町字門田五九三番二地先から三重県鈴鹿市矢橋町字竹ノ花六二二番二地先まで
一一三 、 一二七	(略)	(略)
一二八	市道小野白木線	三重県亀山市小野町字北谷六七三番三地内から三重県亀山市白木町字嶺山一四三番一〇地内まで
一二九	(略)	(略)
一二〇 、 一二一	(略)	(略)
一二二 、 一二三	(略)	(略)
一二四 、 一二五	(略)	(略)

附 則
この規則は、令和五年四月一日から施行する。

告 示

三重県告示第 173 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 5 年 3 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
薬局	SAKURA薬局 東方店	桑名市東方立坂 1819-2	令和 5 年 3 月 1 日

薬局	シモザト薬局 桑名店	桑名市星見ヶ丘 3-901	令和5年3月1日
薬局	シモザト薬局 陽だまりの丘店	桑名市陽だまりの丘 7-1604	令和5年3月1日
薬局	アイン薬局 伊勢ひかり病院店	伊勢市御園町高向 810 番 21	令和5年3月1日
薬局	ココカラファイン薬局 小俣店	伊勢市小俣町元町 506	令和5年3月1日

三重県告示第 174 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 5 年 3 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGA ドン・キホーテ U N Y 星川店

桑名市大字星川字十二 835 ほか 34 筆

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
UDリテール株式会社	東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 1 号	梅本 稔
種村 勝三	いなべ市員弁町北金井 1478-1	—
株式会社総本家貝新	桑名市大字小貝須 1555 番地	水谷 新左衛門
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕 2 丁目 38 番地	河合 映治
株式会社三洋堂書店	愛知県名古屋瑞穂区新開町 18 番 22 号	加藤 和裕

（変更後）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
UDリテール株式会社	東京都目黒区青葉台二丁目 19 番 10 号	片桐 三希成
種村 勝三	いなべ市員弁町北金井 1478-1	—
株式会社総本家貝新	桑名市大字小貝須 1555 番地	水谷 新左衛門
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕 2 丁目 38 番地	河合 映治
株式会社三洋堂書店	愛知県名古屋瑞穂区新開町 18 番 22 号	加藤 和裕

3 変更年月日

令和 2 年 2 月 1 日

4 変更理由

小売業を行う者の住所及び代表者の氏名に変更が生じたため

5 届出の日

令和 5 年 3 月 6 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 5 年 3 月 24 日から同年 7 月 24 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 175 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 5 年 3 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 南濃北勢線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
いなべ市北勢町二之瀬字高塚 1475 番 1 地先から いなべ市北勢町二之瀬字高塚 1474 番 5 地先まで	旧	5.7～33.4	88.4
	新	15.4～45.4	88.4

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 桑名東員線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
員弁郡東員町大字山田字出口 827 番 1 地先から 員弁郡東員町大字山田字総間 1265 番地先まで	新	8.8～13.0	185.3

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 桑名東員線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
員弁郡東員町大字山田字総間 1206 番 2 地先から 員弁郡東員町大字山田字総間 1265 番地先まで	旧	24.5～31.6	19.1
	新	21.4～23.1	19.1

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 亀山白山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
亀山市川合町字丁安田 1613 番 3 地先から 亀山市和田町字安蔵 730 番 1 地先まで	新	15.1～28.0	135.6

第 5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 亀山停車場石水溪線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
亀山市南崎町字南崎 741 番 3 地先内	旧	12.6～20.5	23.0
	新	20.5～37.0	23.0

第 6

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 亀山安濃線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
亀山市川合町字丁安田 1613 番 3 地先から 亀山市和田町字安蔵 730 番 1 地先まで	新	15.1～28.0	135.6

第 7

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 422 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
多気郡大台町岩井字登り垣外 334 番 1 地先から 多気郡大台町岩井字登り垣外 331 番 1 地先まで	旧	5.2～8.0	97.4
	新	5.8～10.6	97.4

第 8

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高奈上三瀬線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
多気郡大台町長ケ字下出 4 番地先から 多気郡大台町長ケ字下出 11 番 1 地先まで	旧	7.4～35.7	140.5
	新	7.4～39.4	140.5

第 9

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 九鬼港線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
尾鷲市九鬼町字羽織山 799 番 1 地先から 尾鷲市九鬼町字田海道 810 番 6 地先まで	旧	8.7～28.0	296.0
	新	11.8～31.5	296.0

三重県告示第 176 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 5 年 3 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 木曾岬弥富停車場線	桑名郡木曾岬町大字富田子字五の割 400 番地先から 桑名郡木曾岬町大字富田子字五の割 349 番地先まで	令和 5 年 3 月 24 日
県道 桑名東員線	員弁郡東員町大字山田字総間 1265 番地先から 員弁郡東員町大字北大社字落 1819 番 1 地先まで	令和 5 年 3 月 29 日

三重県告示第 177 号

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条の 3 第 1 項及び第 2 項並びに水防法施行規則（平成 12 年建設省令第 44 号）第 8 条に基づき、伊勢湾沿岸（三重県区間）に係る高潮浸水想定区域を指定するとともに、当該区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めましたので、同法第 14 条の 3 第 3 項及び同規則第 9 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、三重県県土整備部港湾・海岸課、三重県戦略企画部情報公開課、三重県桑名建設事務所、三重県四日市建設事務所、三重県鈴鹿建設事務所、三重県津建設事務所、三重県松阪建設事務所及び三重県伊勢建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和 5 年 3 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

三重県告示第 178 号

港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 38 条第 3 項の規定により、的矢港臨港地区を指定したいので、次のとおり臨港地区指定の案を公告の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

令和 5 年 3 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 臨港地区指定をする区域

的矢港
関係図面において表示します。

- 2 縦覧場所
- 三重県県土整備部港湾・海岸課及び三重県志摩建設事務所

三重県告示第 179 号

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 16 条第 4 項の規定により、知事が水防警報をしなければならない海岸の区域を次のとおり追加指定し、令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

令和 5 年 3 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之				
海 岸 名	区 域	所轄建設事務所	担当水防管理団体名	
			指定の有無	団体名
伊勢湾沿岸 (三重県区間)	桑名郡木曽岬町新輪から松阪市高須町まで、及び伊勢市有滝町から同市朝熊町まで	桑名建設事務所	有	木曽岬町
			有	桑名市
		四日市建設事務所	有	川越町
			有	朝日町
			有	四日市市
		鈴鹿建設事務所	有	鈴鹿市
		津建設事務所	有	津市
		松阪建設事務所	有	松阪市
		伊勢建設事務所	有	伊勢市
			無	玉城町

三重県告示第 180 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 16 の規定により、放置違反金の収納事務を次のとおり委託します。

令和 5 年 3 月 24 日

- 三 重 県 知 事 一 見 勝 之
- 1 委託を受けた者の名称及び所在地

委 託 者	所 在 地
百五コンピュータソフト株式会社	三重県津市岩田 21 番 27 号
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目 6 番 7 号
株式会社しんさん情報サービス	東京都港区港南一丁目 8 番 27 号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南 9 条西五丁目 421 番地
株式会社セブンイレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目 1 番 21 号
株式会社ポブラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665 番地の 1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目 10 番 1 号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目 11 番 2 号

- 2 委託期間
- 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理

機構から申請があった農用地利用配分計画を次のとおり認可しました。

令和 5 年 3 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
株式会社 農成會	いなべ市	いなべ市北勢町麻生田東川原 3838 ほか 25 筆
徳丸 文彦	四日市市	四日市市野田二丁目 359-2 ほか 8 筆
多気 義政	津市	津市木造町西松山 702-1 ほか 244 筆
鶴飼 薫	津市	津市新家町新田 1915 ほか 1 筆
有限会社 芭蕉農林	伊賀市	伊賀市山畑春日 5554
フランチョーシ マウロ	伊賀市	伊賀市島ヶ原追付 4448 ほか 7 筆

2 農用地利用配分計画の認可日

令和 5 年 3 月 24 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、桑名市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 5 年 3 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 都市計画の種類

桑名都市計画生産緑地地区

2 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可を受けましたので、同法第 66 条の規定により、次のとおり公告します。

令和 5 年 3 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 都市計画事業の種類及び名称

津都市計画下水道事業

中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）

2 施行者の名称

三重県

3 事務所の所在地

松阪市高町 138

中南勢流域下水道事務所

4 事業地の所在

事業地を表示する図面において表示します。

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可を受けましたので、同法第 66 条の規定により、次のとおり公告します。

令和 5 年 3 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 都市計画事業の種類及び名称

伊勢都市計画及び明和都市計画下水道事業

宮川流域下水道（宮川処理区）

2 施行者の名称

三重県

- 3 事務所の所在地
松阪市高町 138
中南勢流域下水道事務所
- 4 事業地の所在
事業地を表示する図面において表示します。

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 5 年 3 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 5 年 3 月 7 日	亀山市長明寺町字中一色 560-1 ほか 14 筆ほか及び田村町字中尾 131-1 ほか 9 筆	鈴鹿市高岡町 654-1 株式会社サクシードインベストメント 代表取締役 瀬 古 恭 裕

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 5 年 3 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 特定役務の名称 令和 5 年度三重県広報紙「県政だより みえ」及び三重県議会広報紙「みえ県議会だより」の印刷並びに附帯業務委託（単価契約）
- 2 担 当 部 局 三重県津市広明町 13 番地
三重県戦略企画部広聴広報課
- 3 落 札 者 決 定 日 令和 5 年 2 月 13 日
- 4 落 札 者 愛知県半田市潮干町 1 番地 23
株式会社ネッツ 代表取締役 榊原 研
- 5 落 札 金 額 入札価格 31,222,950 円
契約金額 34,345,245 円
- 6 決 定 手 続 一般競争入札
- 7 入 札 公 告 日 令和 4 年 12 月 23 日

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
